

一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領（令和4年4月1日付け農畜第214号） 新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）が、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）の別記2就農準備資金・経営開始資金、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について（令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知。）及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。）の別記5就農準備支援事業、岐阜県就農準備支援事業の運用について（令和5年3月31日付け農経第1633号農業経営課長通知。）に基づき実施する一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」に関する取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(資金の交付対象者)</p> <p>第2条 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第5の1及び新規就農者確保緊急対策実施要綱別記5の第5の1に定める交付の対象者は、次の要件を満たす者であって、岐阜県就農準備資金研修計画審査委員会設置要領に基づき設置された岐阜県就農準備資金研修計画審査委員会（以下「審査会」という。）において研修計画が適当と認められた者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条第1項の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(1) 「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。）、 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号農林水産省経営局就農・女性課長通知。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関で</p> | <p>一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という。）が、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について（令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知。以下「岐阜県の運用について」という。）に基づき実施する一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」に関する取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(資金の交付対象者)</p> <p>第2条 実施要綱別記2の第5の1に定める交付の対象者は、次の要件を満たす者であって、岐阜県就農準備資金研修計画審査委員会設置要領に基づき設置された岐阜県就農準備資金研修計画審査委員会（以下「審査会」という。）において研修計画が適当と認められた者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条第1項の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(1) 「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。）、 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号農林水産省経営局就農・女性課長通知。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関で</p> |

あると岐阜県が「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」（平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について」、「岐阜県就農準備支援事業の運用について」及び「岐阜県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領」（平成24年7月11日付け農経第488号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領」（令和4年4月1日付け農経第44号岐阜県農政部長通知）に基づき認める研修機関で研修を受けること。

(2)～(4) 略

4～5 略

6 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農にあたって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主からの専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になることも含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第5の2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ）することを確約すること。

7～9 略

（交付金額及び交付期間）

第3条 就農準備資金（以下「資金」という。）の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、令和4年4月以降に研修を開始する者であって、第2条第3項（4）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

第4条～第19条 略

あると岐阜県が「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」（平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県の運用について」及び「岐阜県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領」（平成24年7月11日付け農経第488号岐阜県農政部長通知）、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領」（令和4年4月1日付け農経第44号岐阜県農政部長通知）に基づき認める研修機関で研修を受けること。

(2)～(4) 略

4～5 略

6 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農にあたって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主からの専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になることも含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（実施要綱別記2第5の2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ）することを確約すること。

7～9 略

（交付金額及び交付期間）

第3条 就農準備資金（以下「資金」という。）の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、令和3年4月以降に研修を開始する者であって、第2条第3項（4）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

第4条～第19条 略

附 則 (令和4年4月1日付け農畜第214号)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日付け農畜第76号)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記

岐阜県就農準備資金における研修機関

1～2 略

3 県が認定した研修機関

(1) 「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」(平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長通知)、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について(令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知)、**岐阜県就農準備支援事業の運用について(令和5年3月31日付け農経第1633号農業経営課長通知。)**及び「岐阜県農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領」(平成24年7月11日付け農経第488号岐阜県農政部長通知)、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等認定要領」(令和4年4月1日付け農経第44号岐阜県農政部長通知)に基づき、県が認定した機関

別紙様式第1号

研 修 計 画
令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

[申請者]住 所:

氏 名 (自署):

電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス:

略

附 則 (令和4年4月1日付け農畜第214号)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記

岐阜県就農準備資金における研修機関

1～2 略

3 県が認定した研修機関

(1) 「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」(平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長通知)、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について(令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知) _____

_____ 及び「岐阜県農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領」(平成24年7月11日付け農経第488号岐阜県農政部長通知)、「岐阜県就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等認定要領」(令和4年4月1日付け農経第44号岐阜県農政部長通知)に基づき、県が認定した機関

別紙様式第1号

研 修 計 画
令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

[申請者]住 所:

氏 名 _____:

電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス:

略

別添1

教育機関・研修機関等概要書

令和 年 月 日

1 研修機関等の概要

| | |
|--------|-------|
| 研修機関等名 | _____ |
| 略 | |

別添2

令和 年 月 日

住 所:

[申請者]

氏 名 (自署):

(生年月日: 年 月 日: 歳)

誓 約 書

略

別紙

確 認 事 項

1 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。)、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について(令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知)、**岐阜県就農準備支援事業の運用について(令和5年3月31日付け農経第1633号岐阜県農業経営課長通知)**、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領(令和4年4月1日付け農畜第214号一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長通知)の規定を遵守し、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」の運営に協力します。

略

3 別記の遵守する手続きについて確認しました。

氏名 (自署) _____

別記

別添1

教育機関・研修機関等概要書

令和 年 月 日

1 研修機関等の概要

| | |
|--------|---------|
| 研修機関等名 | _____ 印 |
| 略 | |

別添2

令和 年 月 日

住 所:

[申請者]

氏 名 _____:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

誓 約 書

略

別紙

確 認 事 項

1 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。)、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について(令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知)、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領(令和4年4月1日付け農畜第214号一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長通知)の規定を遵守し、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」の運営に協力します。

略

3 別記の遵守する手続きについて確認しました。

氏名 _____

別記

私は、下記の手続きを遵守します。

略

氏名 (自署) _____

別添3 略

別添4

農業研修に関する確認書

研修機関等A（以下、甲という。）及び研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

略

令和〇年〇月〇日 甲

(住 所)

(研修先)

(氏 名) _____

乙

(住 所)

(氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

別添5 略

別添6

確 約 書

年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

[申請者] 住 所:

氏 名 (自署):

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、下記の手続きを遵守します。

略

氏名 _____

別添3 略

別添4

農業研修に関する確認書

研修機関等A（以下、甲という。）及び研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

略

令和〇年〇月〇日 甲

(住 所)

(研修先)

(氏 名)

印 (研修機関の場合必要)

乙

(住 所)

(氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

別添5 略

別添6

確 約 書

年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

[申請者] 住 所:

氏 名 _____:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

略

別紙様式第2号

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

個人情報の取扱い

略

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

申請者 氏名 (自署)
住所
電話番号

連帯保証人 氏名 (自署)
住所
電話番号

連帯保証人 氏名 (自署)
住所
電話番号

略

別紙様式第2号

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

個人情報の取扱い

略

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

申請者 氏名 _____
住所
電話番号

連帯保証人 氏名 _____
住所
電話番号

連帯保証人 氏名 _____
住所
電話番号

別紙様式第3号～第5号 略

別紙様式第6号

研修状況報告書

研修〇年目・交付開始〇年目 (〇～〇月分)

略

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名：

代表者名 (自署)： _____

研修責任者名 (自署)：

別紙様式第3号～第5号 略

別紙様式第6号

研修状況報告書

研修〇年目・交付開始〇年目 (〇～〇月分)

略

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名：

代表者名 (自署)：

研修責任者名 (自署)：

印

別紙様式第7号

研修状況確認チェックリスト

1 交付対象者への面談用

ア、イ 略

ウ 就農に向けた準備状況

(共通) 略

(独立・自営就農希望の場合)

| | |
|---------------------------|---|
| 略 | 略 |
| d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて | 略 |

(雇用就農希望の場合) 略

(親元就農希望の場合) 略

別紙様式第8号～第12号 略

別紙様式第13号-1

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始 年目 ・ 交付終了 年目 (~ 月分)
令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

氏 名

略

添付書類

- 別添1. 作業日誌の写し (夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況 (作業日、作業内容、作業時間) が分かるよう作成にする*2)
- 2. 決算書及び所得証明書の写し (7月の報告の際のみ添付する。)*5
- 3. 通帳及び帳簿の写し*3
- 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3 (変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の

別紙様式第7号

研修状況確認チェックリスト

1 交付対象者への面談用

ア、イ 略

ウ 就農に向けた準備状況

(共通) 略

(独立・自営就農希望の場合)

| | |
|--------------------------|---|
| 略 | 略 |
| d _____人・農地プランへの位置づけについて | 略 |

(雇用就農希望の場合) 略

(親元就農希望の場合) 略

別紙様式第8号～第12号 略

別紙様式第13号-1

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始 年目 ・ 交付終了 年目 (~ 月分)
令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

氏 名

略

添付書類

- 別添1. 作業日誌の写し (夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況 (作業日、作業内容、作業時間) が分かるよう作成にする*2)
- 2. 決算書及び所得証明書の写し (7月の報告の際のみ添付する。)*3
- 3. 通帳及び帳簿の写し*2
- 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*2 (変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設

状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）

5. 青色申告決算書（7月の報告の際のみ添付する。）**白色申告者は、収支内訳書の写し）*5**
6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4
7. 前年度の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付(経営開始資金で承認された交付対象者のみ) *5

- *1 7月の報告の際のみ記入する。
- *2 就農準備資金等研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍(新規就農育成総合対策実施要綱別記2第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。
- *3 親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の1回目の報告の際のみ添付する(別紙様式第15号)就農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)
- *4 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。
- *5 経営開始資金の交付期間のみ添付する。

以下 略

定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）

5. 青色申告決算書（7月の報告の際のみ添付する。 _____) *3
6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4
7. 前年度の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付(経営開始資金で承認された交付対象者のみ) _____

- *1 7月の報告の際のみ記入する。
- *2 就農準備資金 _____ 研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍(_____ 実施要綱別記2第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する(別紙様式第15号)就農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)
- *3 経営開始資金の交付期間のみ添付する。
- *4 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

以下 略